

建設委員会議録 第十四号

(三九五)

昭和三十二年四月二日(火曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長

薩摩

雄次君

理事内海

安吉君

理事荻野

豊平君

理事瀬戸山三男君

理事二階堂

進君

理事前田榮之助君

理事三鍋

義三君

荒船清十郎君

生田

宏一君

伊東

隆治君

中村

寅太君

松澤

雄藏君

井谷

正吉君

中島

巖君

山下

榮二君

荒船清十郎君

同

(北山愛郎君紹介)

(第二六四〇号)

飯江川改修工事促進に關する請願

(山崎巖君紹介)

(第二六四一號)

の審査を本委員会に付託された。

出席委員

建設大臣

南條

徳男君

出席政府委員

建設政務次官

小澤久太郎君

建設技官

富権

凱一君

建設事務官

(住宅局長)

鬼丸

勝之君

出席國務大臣

南條

徳男君

出席委員

建設大臣

南條

徳男君

○薩摩委員長 薩摩

雄次君

次に、高速自動車国道

法及び道路整備特別措置法の一部を

改正する法律案に

ついて、運輸委員會と連合審査会開会

に付託された件

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

高速自動車国道案及び道路整備特

別措置法の一部を改正する法律案

建築基準法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一二二号)(予)

この際お諮りいたします。高速自動

車国道案及び道路整備特別措置法の

一部を改正する法律案につきまして、運

輸委員會より連合審査会開会の申し出

がございました。つきましては、来たる

2

それをお除くいわゆる高速自動車国道、これについては基本計画というものはなくともよろしい、こういうことにならぬわけですか。

備計画といふ概念をこっちゃにしてと
いいますか、同じ仕事の中でできる、
こういうことがあります、これは言
葉の問題であろうかと思いますけれど
も、「一応基本計画」というものもあり、
あるいはそれに連なる「整備計画」という
ものがある。一応こちらは、どうい

書の上書きをしなければならぬればしてございます。基本計画を定めるに当りましては、相当の調査が必要であると思ひます。

しかしこういう道路につきましては、
実際に実施するのはやはり建設省、運
輸省であろうかと考えるわけでござい
ます。

及び第五条にあります内閣総理大臣は、建設大臣、運輸大臣と直された方はいいように考えるわけでございますが、しかし縦貫自動車道法は必ずしも高速自動車国道のねらつておるところをそのまま実現するという道路では

○瀬戸山委員 総貫道は既に計画され、建設が進んでおりますが、そぞうするに基本計画といふものを備計画と合せて整備計画として御審議を願うことになるわけであります。

ものがある。一方においては、その二通りの計画が立てられる、同じ高速自動車国道で、一方には三通りの計画は立てられない、こういう違いがあるわけなのです。そういたしますと、先ほど御説明のありました基本計画——起

では、総貿易額以外の予定路線
いわゆる高速自動車国道は、運輸大臣
及び建設大臣がそれを定める、そして
運輸大臣及び建設大臣が、今の高速自
動車国道の新設、改築に関する整備計
画を定める、こういうふうになつてお
る。

こういうお答えをされますか。先ほどもお話をありましたように、**国土開発総貫自動車道建設法**、これはもう成立したのであります。それによりますと、御承知のように第三条、第五条においては、これは内閣総理大臣がしな

なく、その他にも関係がある、たとえば国土開発というような関係がござりますので、内閣総理大臣とされたのであろうかと考るわけでございます。しかし実施の面から参りますと、内閣総理大臣というよりは、建設大臣、運輸大臣とされた方が、実施の面には好

○富樫政府委員　基本計画と整備計画との間には、多少内容の精粗の度があるけれど、どうぞよろしくお聞きください。

点・終点構造あるいは有料か無料にするかというような大体の計画を立てたんだというお話をあります。が、その基本計画を立てるについてはどういう仕事をすれば、そういう基本計画が立つんでしょうか、実際問題として。

ります、どこかが今御説明のあります
たような点を調査立案しなければなら
ない、それを国土開発総貫自効車道建
設法においては、内閣総理大臣が、同
法の第五条によつて、しなければなら
ない、こういうふうになつておるので

ければならない。またすることにはならない。しかもこの道路は、当初に申し上げましたように、いわゆる道路法上の道路として高速自動車国道に入るのだ、こういうふうな形になつておるわけであります。そうするとこれはどういうことになるのでありますか、い

○瀬戸山委員　私がお尋ねしたい趣旨は、この法案には先ほども申し上げましたように道路法上の道路として高速自動車国道というものを作ったが、その高速自動車国道についての運営は、都合であろうと考えておるわけでござります。

は基本計画ができないれば整備計画も立たないといふものではなかろうかと考えます。ただ総貫道におきましては、この総貫道の計画といふものは、そのほかに沿線の開発、新都市、新農村の建設といふようなことをございまして、

場合には、まずその線の調査が必要でございます。調査をいたしまして、大体の経過地を定め、その経過地に沿いまして、工費の概算をきめて、それで線をきめなければならぬわけでござります。調査に当りますては、相当の比較線もとり、その上で最も有効な

○富権政府委員 あなたのものであるか、どういうことなんですか。

では、総貫道以外の自動車国道の予定路線をきめますのは、建設大臣、運輸大臣となっておるのでございますが、この道路の予定路線をきめますには、

わゆる高速自動車国道の幹線ともいいうべき継貫自動車道は、内閣総理大臣が一應調査して基本計画を立てて、しかるものとの調査は建設省あるいは運輸省がやるものでありますようというようなお答えであります。そういうふうになつておらぬと思うのであります。この調整はどういうふうに考えておら

高速自動車国道の中にいわゆる縦貫自動車道、それからその以外の高速自動車道、これを一貫してここにいう高速自動車国道ということになつてゐる。しかもも重ねて申し上げますが、道路法上の高速自動車国道なんだ、こういうふうになつておるのであります。ところが先ほど申し上げましたように、その同じ

るというふうに思われるわけでござります。そういった意味で、縦貫道の方では基本計画というものを立てておられることが考えられるわけでございます。その他高速自動車国道におきましては、整備計画の中でそれらの点も考慮して立て得るわけでございますので、寺川基本計画というものを採用する

線を決定するわけでござりますから、
基本的計画をきめる際までには相当の
調査が必要であると考えます。先ほど申し上げましたように、基本計画につきましては、終点と経過地、それから大体の構造というようなことを申し上げたわけでございますが、この際にまだ工事費がこれだけかかるという

調査も必要でありましようし、またそれにかかる経費の積算も必要になるわけでございます。またそのほかの道路交通との関係を調べる必要も起つて参りますので、そういう点で建設大臣、運輸大臣となつておるわけでございまます。国土開発総貫自動車道建設法におきましては、これらの調査を總理大臣

○富樫政付委員 お話をのように、経貫自動車道法によりますと、この調査なり、またその調査に基きまして基本計画を立てますのは内閣総理大臣となつておるわけでござります。一方貫道を除きます高速自動車国道につきましては、建設大臣、運輸大臣となっておられるのですか。

○瀬戸山委員 いわゆる一般の高速自動車国道、縦貫自動車道を除くものは、基本計画というものもあるいは整

のでござりますけれども、基本計画を立てる前の調査におきましては、いろいろの比較線をとらなければならぬわけでござりますので、大きっぽな工

ます。従いまして、その条文から参りますと、建設大臣、運輸大臣が直接総貫自動車道の調査を実施することが困難なと考えられるのでござりますが、

るわけでございまして、この点に多少のそごがあるわけでございます。これを高速自動車国道の趣旨から参りますと、総貫自動車道法の第三条の第三項

ざいます。政府は、あるいは建設省でもけつこうですが、その点については一体どういう所信を持っておられるのですか。

○富権政府委員 申される通りであります。道路法上の道路である高速国道、その中に縦貫道があるわけでございます。道路の筋から申しますと、申される通り縦貫自動車道だけについて予定路線の調査、基本計画の立案というものを総理大臣にする必要はないかと思うのでございますが、先ほど申し上げましたように、縦貫道の持つ意味は単に道路という意味ばかりでもないよう存ぜられるのであります。そういう観点から国土開発総貫自動車道建設法につきましては、縦貫道路につきまして予定路線の決定、基本計画の立案を総理大臣にされたと思うのでありますが、道路としての実情から申しますと、もつと調整が必要であらうかと考えるわけでございます。

○瀬戸山委員 少しくどくなりますがれども、そうすると、いわゆる国土開発総貫自動車道建設法による第三条第三項及び第五条による総理大臣がやるべき仕事というのは、こういうふうな性質の仕事を今行政機構で総理大臣がやるといつても、総理府がやるのでしょうが、そういうものはできるようになつておりますか。

○富権政府委員 現在の行政機構で申しますと、この第三条並びに第五条にいいます内閣総理大臣——総理府がこの職務の遂行に当ることにならうと考えるわけでございます。総理府ということになりますと、現在はかような道路の調査あるいは基本計画の立案に当ることにならうと思うのでございます。

では、総理府はこの法律に規定して大臣、及び建設大臣——運輸省、建設省がこういうものをやらなければならぬであろうという御趣旨であります。が、法律はそういうことは命じておらない。今のお答えはどういうことですか、もう一度明確に答えて下さい。

○富権政府委員 この経営自動車道建設法の法律通り実施いたしましたと、この調査並びに基本計画の立案は内閣総理大臣——総理府が実施いたさなければならぬことにならうと考えます。

○瀬戸山委員 そうすると、あなたのほうでは今の行政機構ではこういう仕事は総理府ではございません。しかもできないことを法律で命じておる。従つて事実上できない、こういうことなんですか。

○富権政府委員 最後に先生の申されましたこういうことは実質上できないとかと言われたことでございますが、実は総理府はそういう手を持ちませんので、実際は建設大臣、運輸大臣が実施しなければできぬわけでござりますし、この法律を実施いたさなければならぬのでありますから、その辺はやはり実際問題としては建設大臣、運輸大臣が実施することになるふと考えておられます。

○瀬戸山委員 それはどうしたことなんですか。理屈の上では総理府の委託を受けたやる、こういうことになるのですか。

○富権政府委員 この調査の面につきましては、これは総理府から委託を受けてやるというわけには参りませんので、國土開発統賀自動車道そのものの

調査は建設省はできないのであります。一方に建設大臣は一般の道路、自動車国道も含めて道路の調査は実施するわけでございますから、総貫自動車道でなくとも、その線に当るところを一般の道路の調査として実施することも可能であろうと考えております。

○瀬戸戸山委員 建設大臣は道路行政を担当しておりますから、日本国中道路が必要なところはありますから、総貫自動車道法の第三条あるいは第五条によつて総理大臣がやるのだ、行政機関上は総理府がやるのだ、こういふふうにして法律で規定されておる。ところがあなたたの今までのお答えでは、實際上法律の規定しておるような仕事をすることになるであります。それは委託ですかといふと、委託ということはできないが、道路行政上やはりやるということは可能である。法律は全然別であります。私がお尋ねしておるのは、総貫自動車道法による第三条、第五条が内閣総理大臣にかくかくの仕事をすべしと命じておりますから、その仕事は一体今この行政機構でこの種の仕事ができますかとお尋ねしておる。ところが今の行政機構の状態では事実上できないであります。そうすると私がお尋ねしたこととは、先ほど引用しました第二条、第五条の法律の規定によって命じ

○瀬戸山委員 そこでそれに関連して、この法律が規定の趣旨に従つてやることはできぬといふ結論になるわけですか。

○富権政府委員 厳密に申しますと、この法律の命するところによつてでございませんが、しかし実態はこれに沿う仕事で建設大臣、運輸大臣の手でできるとう考へであります。

○瀬戸山委員 そこでそれについてお尋ねですが、政府はこの高規格自動車国道法案を提出されて、そしてあなたがお答えになつたような矛盾を感じられたことであろうと推察をするのであります。この法案の附則第1項において、総賃自動車道建設法という法律が今ありますけれども、その部分を修正すべきであるという改正案を出しておる。ところが途中においてこの提案をさらに修正された。簡単に申し上げると、削除された。それで私はお尋ねしておる。もしさうな矛盾を感じられて、そして法律が総理大臣によっておる仕事が事実上できないこととおどく申し上げますが、道路法の一環として一つの大きな高速自動車国道網を建設する法律を出しながら、今の矛盾を解決するために附則第八項をつけるので私は大臣の出席を要求しておる。あります。まだですか。

○薩摩委員長 今連絡しておきます。

○瀬戸山委員 それでは政務次官からお答え願います。今の問題はどうしたことなんですか。

○小澤政府委員 ただいま瀬戸山さ

道建設法で総理大臣がこの計画を立て、ところが実際は総理府にはそういうスタッフはございませんので、実現するとは限らないのではないかと思ふ。それで作らなければならぬというようやけ合いでございまして、この実施結果におきまして、私はやはりそういうふうな実情に即したように考へた結果にならぬのじゃないかと思ふわけなければならないのかと思ふわでございます。

○瀬戸山委員 それでは今大臣がお見えになりましたから、もう一度大臣所見を承りたいと思いますが、結論を少し繰り返すようになって他の委員君には申しわけありませんけれども私にとっては非常に大事なところやつておるのでありますから、お許を願いたい。

これは先ほどから事務当局にお尋ねしておるわけであります、結論だけ申し上げて大臣にお答えを願いたいと思います。

政府が高速自動車国道法案を出させて、この高速自動車国道は道路法上新たな道路の概念を作つて高速自動国道というものを一本作つて、そこで日本にまたがるいわゆる高速自動国道を作ろう、こういう御趣旨であります。しかもそれは国土開発統賃自動車道建設法によるいわゆる総貫自動車国道網というものは、いわゆる高速自動車国道の中に含まれる、いうふうになつておる。今私がここで申し上げておつたのは、この高速自動車国道網というものは、いわゆる貫自動車国道の計画が立たなければこの法律に予定しておるそれに連なる総貫自動車国道以外の道路網という

のは一切計画が立ちません。今も申し上げておったのであります。そこで先ほど来くどくお尋ねしておったのであります。しかもその背骨である総貫自動車国道は、総理大臣が調査をして基本計画を立てるという法律になつております。その他の部分は建設大臣、運輸大臣がやるんだ。そして今事務当局にお尋ねしておるところでは、この総貫自動車道建設法案の第三条、第五条で命じておりますように、内閣総理大臣がこの法律の命ずるような仕事を今行政機構の範囲内では事实上できないという御答弁であった。そうしますと、そういう事実上できない仕事を総理大臣に命じておいて、先ほど申し上げましたように背骨はいつまでもできないでない御答弁であります。そういうことを政府は承知の上で高速自動車国道法案といふものを出された真意は一体どこにあるか網といふものは、これはできない相談じゃないか。そういうことを政府は承知の上で高速自動車国道法案といふものを出された真意は一体どこにあるかといふことをお尋ねしておるのであります。一つ大臣のお答えを伺っておきます。

して、その実施をはからなければ目的を達せられないという考え方から、政府はこのたびこの法案を提案した。なぜなら、この両法の間の矛盾をどうするかというお尋ねがなわけあります。そこでこの両法の問題が、いかに解決されるか、それが何を意味するか、その点につきましては、先般来この建設委員会等の理事者あるいは運輸省その他におきましていろいろ問題があつたことは御承知の通りであります。しかししながら、政府といつても、うしても根本的には国土総貫自動車道法案の三条及び五条を修正いたしまして、そして高速自動車道法案によつて、その実施をいたすことが最もふさわしいと考へておつたのであります。それで、この点については今日でも變りはないのです。しかしながら、國土総貫自動車道法案が衆議院を通過した後同じく国会においてすぐ高速自動車道法案でこれを修正するような内容を持つたものであります。しかしながら、この修正案を出すということは、法の解釈から車両の運転規制を緩和するものであります。しかしながら、この問題につきましてはならないということになります。しかしながら、この問題につきましては、どうぞこの調査費の四千万円をどうして使えるかというようなことがしばられた論点であります。そこで、この問題につきましては、実際上目まことに、この次の国会までには実際の運用ができるならば、一応今年はこれでもつて実施いたしまして、将来と申しますか、この次の国会までには実際の運用ができるなら、もし修正をしなければならないという場合においてはどうしても修正をしてもらわなければならぬという考え方から、先般の参議院におきましての国土総貫自動車道法案の通過の際にも、政府の意見を閣議でな

ように決定いたしまして議長まで申入れたというわけでござります。参議院におきまする委員会の審議の過程におきましてもその点の論議がありまして、政府としてはさような答弁をしておるようなわけでござります。

○瀬戸山委員 将来そういう不都合があれば不都合のないようにする修正を希望する、こういう御意見であります。しかし将来も今日も、今のままでいくと、私は事態はならないと思ふ。内閣総理大臣がこの法律に予定しておりますと、将来あるいは總理府にそういう専門課といいますか、そういう部局の道路局長の答弁であります。そうしますと、将来あるいは總理府にそういう道路局長の答弁であります。そこを設けてやらせるという制度を作れば、これはできる、そういうふうに直す考え方か、どういうような調整をすべきであるというお考えでありますか。

○南條国務大臣 その点につきましては、内閣におきましても、はつきりとの縦貫道の三條、五条の修正をして、運輸大臣並びに建設大臣がその実施面に当らなければ運用上困るということを明確にいたしておるわけでありますから、今年度におきましても実際の運用は建設大臣がその面に当ることは、政府におきましても認めておるようなわけであります。

○瀬戸山委員 そこで先ほど大臣から本年度の調査費四千万円云々というお話がありました。具体的にいうと、この四千万円余りの今年度予算の執行ができるかどうかということが問題になつておる

おる。それについてはどういう御見解をおられますか。
○富樫政府委員 道路事業費の中に逕
査費がございまして、三十二年度は九
千二百万円でございますが、このうち四
四千万円をいわゆる中央道の調査に充
てようということで予算が組まれてお
ります。もつとも予算書の中には中央
道といふようなことは出ておらないので
ございまして、一般の道路の調査費
として出ております。問題になります
この縦貫道の一部であります中央道の
調査についてでございますが、縦貫道の
法で参りますと、この調査は総理大臣
が実施いたさなければなりませんので、
この建設省の予算にあります調査費は使
えないのでございますが、建設省に組
設省に組まれた予算は先ほど申し上げ
ましたような趣旨で組まれております
ので、この建設省の予算にあります調
査費は使えないわけでござりますが、建
設省は同じことになるわけでござります
が、このような調査を三十二年度において実施
する考え方であります。
○瀬上山委員 今年度の道路に関する
調査費は九千万余りであります。それ
によつて、先ほども道路局長からお尋ね
がありましたが、道路行政の一環と
して事実上いわゆる国土開発総幹線自動
車道の線に従うような調査をしたい。
これは、建設省は道路所管であります
から、日本全国至るところ道路を開設
する必要がありはせぬかということです。
御調査になるのは当然のことであつて、
けつこうであります。
そこで建設大臣にお尋ねしたいので
あります、三十二年度は道路調査費
が建設省所管になつておるからどうい
うふうなことが言えるのであります。

が、法律の命するところに従つて、国土開発総貫自動車道建設法の第三条あるいは第五条、これは内閣総理大臣、仕事をしなければならないようになります。そうすると、三十三年を以降あるいは三十二年度の予算の補正をするときには、この法律に従つて総理大臣がかような仕事をなさなければならぬ予算をつけると申しますから、編成されるつもりであるかどうか、これをお尋ねしておきます。

○ 濑戸山委員 三十三年度におきましては、この御審議を願います高速自動車国道法案が通過をさせてしますれば、この高速自動車国道の中に今度の国土総貫自動車道の予定線が今まられるわけでありますので、つまり走路法上の道路としてこの国土総貫道というものはみなされるわけでありますから、道路法上の道路となりますと、道路法の管理は建設省がこれをいたしましたのでありますし、そこで三十三年度予算につきまして、建設省がこれを組みまして国会に要求するように相なるものと存じております。

○ 濑戸山委員 なるほど国土開発総貫自動車道は高速自動車国道の一部をなすということになっております。しかしながら、この法律の第三条ある第五条にありますように、それは除いて、その他のものを建設大臣、運輸大臣がやるのだと、こういふうになつております。それで、もう一つの法律の第三条、第五条で総理大臣がやらなければならぬ仕事を命じておりますから、それに関する予算は少くとも三十三年度予算でやるか、あるいは三十二年度においてはこの法律に予算がついておませんから、補正予算でこれをつ

なればならない、こうすることにな

んだ。そうすると、この法律の趣旨に

定した路線につきましては、道路法上

れどもお答えを願いたいと思います。

ういうところにあるのですか。

○南條國務大臣　この國土総貫道の、

従つてこれが予算繰戻戻立しましたから三十二年度予算にないといふことはやむを得ないことですあります

の道跡でありますから延辺省が特にこの調査を調査費によつてしてみたい、そこで実際の不便のないようてしない

○雨値回数六回の点は車の上り上げますように、根本的にはこの三項と五条を修正しなければ、お説のよう

がくどくど答弁するよりも、瀬戸山委員の方がよく建設の事情は御承知かと

〇瀬戸山委員 私は議論をするわけであります。建設省がやるのは、まありませんが、建設省がやるのは、最後に法律案として出すわけですが、その場合には、その決定路線というものは高速自動車道路となるのであります。すなわち、それが道路法上の道路となるわけでありますから、その場合におきましては、先ほど申すごとく、建設省がこれを担当して実施をするというわけでございますので、すべての予算関係は建設省がこれを担当してやるものと私ども解釈しております。

が、しかし三十三年度予算においては、この総貫自動車道建設法による第三条、第五条の総理大臣のやるべき仕事をついても予算をつけなくちゃなりません。あるいは今年度予算において補正予算をするときには、この法律に従つて予算をつけなくちゃなりませんが、それにについてどうされますかということをお尋ねしたい。

○南條國務大臣　ただいまのお尋ねは、総貫自動車道法の三条の三項の取扱いのことかと存じますが、これによりまして、総理大臣が国会に提出すべき法律案の内容となるべき国土開発の予定路線を審議会の議を経て決定しな

そういうのが現在の取り計らいの考え方でありまして、先ほど申すごとく、根本的にはこれはどうしても将来抜本的に修正をしてもらわなければならぬ時期があるのではないかと考えて、いるようなわけであります。

○瀬戸山委員 将来やつてみて不都合ならば、これは先ほどもそういうお話をありましたが、一体将来と現在とどう違うのか、こういうことを私はお尋ねしているのです。将来というのは長い将来かもわかりませんが、これは来年度の予算のときに直ちに問題になります。ことしも補正予算をやるとすれば、そのときも直ちに問題になること

私は完璧なものとは考えません。そこで将来修正する云々ということについでのお尋ねであります。先ほど来申し上げます通り、さような事情でありますから、この三十二年度におきましては、便宜この道路上の調査費として建設省が当るわけでありますので、実際の実施面においては支障を来たさないという考え方でどこまでも便宜的にはかるわけでありますので、次の国会におきましてはもちろんこれが問題となるわけであります。将来という意味は、次の国会において問題になるということを意味するのでござります。

思うのであります。すべてこの総質問の目的を達成するということが、多年懸案になりました本院における継続審議の重要な法案でありまして、これが早く達成され、そうして実施に移されることが国会多数の皆さんのお希望であります。国民の要望である、そういう線に沿いまして、政府はできるだけ早くこれの目的を達成したいという念慮から、やむを得ず今回ののような措置をとったたような次第であります。もし政府がどこまでもこれを最初の趣旨を貫徹しようとするならば、おそらくはこの縦貫道の法案がまた審議未了にならるようなことにもなつたんではないか

一応、この総賃自動車道建設法によつて路線が決定される、その路線の中の一部を政令によつてやる、いわゆる自動車国道法に基いて、道路法にいう高速自動車国道として指定されたところを建設大臣がやられる、そういうふうな仕組みになつていると私は思ひます。それ以前の問題の仕事は、くどいようでありますから、いわゆる総賃自動車道建設法の第三条あるいは第五条によつて総理大臣がやらなくちやならない仕事があるわけですが、金がなくちゃ仕事ができない、総理大臣があるのは審議会にかけるだけの準備をしなければならない、また第五条においては、基本計画を立てなければならぬ。そこで、先ほど道路局長に、基本計画とは一体どういうものかと聞いてみると、いろいろ先ほどお答えがあつたが、実は金なしではできない仕事な

ければならない。そこで、その決定をする前にその予定路線を調査をする仕事があるわけありますが、その調査をするのに、今のお尋ねの予算がないのにどうして調査するかということだと考えます。そこで、それが今度四千五百万円の予算をこの国会に提案しているわけでありますが、その問題につきましては、先ほど来申しすごとく、どうしても抜本的にはこの三条三項と五条を修正しなければ政府の趣旨は徹底しないという意見には変りないわけであります。しかしながら、この問題につきましては、先ほど来申し上げる通りいろいろ政治的な考え方もありましたので、そこで、先ほど御答弁したような措置によりまして、本年はこの調査費用といふものは建設省の道路の調査費にたまたま含まれておりますので、この三条の三項でもって総理大臣が決

でありますから、その将来ということはどちらに申し上げたようですか。これは先ほども申しましたように、やるといふことはどういうことなんですか。これは先に申すと、実際の仕事ができないことになれば、実際の仕事ができないことになりますから、総理府にあるいふことなんですから、総理府は道筋も立たないものでも部局を作つてやらせるかどうか、こういう問題になつてくるのです。予算つけたからでなつくるというわけじゃありません。仕事をする部局がなければできないから、そういう専門家を置かなければこゝれほどの仕事はできない。予算をつけた総理府ができるような部局を作るか、あるいはそういうことは必要でないから、この高速自動車国道法案の趣旨に従つて、縦貫自動車道でもこれは含むのですから、一環としてやるような制度に変えるべきだ、こういういろいろの考え方があるわけなんですが、それに従つてえらいくどいありますけれども

ておきたいのは、先ほども政府委員に
お尋ねしたのでありますけれども、さ
らに大臣の見解をただしておきたいの
は、この今の問題について、政府は今
お答えになつたような考え方であつたこ
とが明らかでありますが、この高速自
動車国道法案の附則第八項にそういう
趣旨のことを提案されて、そうして今
問題になりましたいわゆる縦貫自動車
道建設法の第三条、第五条を整備しな
ければならない、修正をしなければな
らない、こういう意味の附則をつけて
おられる。ところがそれが途中におい
て政府の提案によって原案修正をされ
ておる。もし政府が先ほどお答えにな
りましたように、それが正しい、こう
いうお考えであるならば、私はあえて
か、引つめる必要はないと思います
が、さような処置をとられた理由はど

とも、憂慮したようなわけでございま
すので、この点は重々御了解の上、万
事瀬戸山委員の御承知の通りのよう
な事情でござりますので、何とぞ御了承
願いたいと思うのでござります。
○瀬戸山委員 私は事情を知つておる
知らないとかということはこれは別問
題であります。これは今大臣は、そどう
いう処置をする方が国土開発総貫自動
車道法案がすみやかに国会を通過し
て、その法律の目的を達するであろう
からというお答えがありました。が、こ
こで今現に議論といいますか質疑応答
をしておりますように、目的を全然達し
ないから、先ほど四千万円は何とかご
まかすというとおかしいけれども、つ
くろいをしてその趣旨に沿うように便
法を講ずるというようなお答えであり
ます。すでにその目的を達しておらな
い。もし正々堂々と、かりに四千万円

でも、一四千万円や五千万でも、たとえは中央道でもそんちっぽけな金で調査ができるものではありません。少くとも数億の金はかかるのです。将来たびたびこれが問題になつて参ります。そこで私が先ほど申し上げたように、もしこの通過いたしました法律の建前通りにやるのであれば、総理府にそういう部局を作らなくちゃならない。これは数億の金がかかる、これは大臣御存じの通り。四千万や五千万の金じゃあ、そういうことでなしに、国会の表面の論議としてこういうものは表わしておかなければならぬ。あれは瀬戸山が知っておったのだからというようなことでは、私は国会の審議として適当でないからこれを問題にしておる。これは内情は皆さん知つておられる。そこで大臣は、それでは修正案というものを再修正されて原案を撤回されたことは、一連の法律の建前と申しますが、将来執行する上において、再修正、撤回が適切であつたというお考えではないのですね。

でも法律的にこの法案を完璧を期するという御趣旨であるならば、当委員会においていかなる御修正がありましても、決して政府としては既存がないといふことを申し上げるよりほかにございません。

○前田(繁)委員 関連して。ただいま同僚の瀬戸山委員からの質疑を聞き、その答弁を聞いておつて、まことに奇怪千万なお話のように承わるわけであります。第一に、これは建設大臣にお尋ねすべきであります。道路局長は、建設大臣がおいでにならぬ前に、縦貫道の方は道路のはかに目的もあるようでございますので、どうやうなことで、人ごとのようと言つておるのであります。道路局長は、この高速自動車道法がどんなものか、どういう経過をたどつて第二十二国会から国会がどんな論議をしておるかといふことがわからぬはずはない。そんなそらとほけたよなうなことを言つて、日本の道路ができると思つておつたら大へんなことですよ。これはもつてのほかのことなんだ。議員提案案であるから、何でもそういうものがあるらしいというような感覚で行政が勤まりますか。また立法府を何と考えておるか。本問題については、きょうはこれ以上申し上げませんが、よほど考えなければならぬ問題である。今建設大臣は、瀬戸山委員の質問について、縦貫自動車道法の第三条第三項並びに第五条、これを修正しなければならないというようなことを言つていらっしゃるのでありますが、これを修正するの不適当なる結論を国会は出しておる。それをそういうことを言つておるのは、私は聞き捨てならぬと思う。ただ過般問題になつた

のは、四千万円の調査費が使えるか使
えぬかとかいう問題なんだ。これは会
計法上使つて使えぬことはないとい
う結論に立つて、最もの方法でないかも
わからぬから、それは将来考えなけれ
ばならぬだらう、こういうことになつ
たことは私もよく承知しておる。その
点に関して建設大臣が、将来最良の方
法でもやれるということに希望される
点は私も了承する。そういう点は了承
する。がしかしこのことは第三条並
びに第五条を修正するという方途以外
にないかといふ問題なんだ。そのほか
に方法は幾らもある。法律をかりに改
正するといいたしましても、建設省に道
路を調査することを、この法律の中で
ちゃんと、これこれの調査をして、そ
れを内閣総理大臣が基本計画を立てる
中に組み入れるという法律を作りさえ
すれば何でもない。何も三条や五条に
こだわることは——どこにこだわると
ころの考え方があるかということがわ
からない、ほんとうにこの縦貫自動車道
法は正しい、つまり四百三十人の議員
が提出したところの立法の中心的な精
神というものは入らないわけなんだ。
小澤政務次官、この法律の第三条や第
五条はあなた自身が参議院で、前の国
会で審議されて、あなたみずから陣頭
に立つて修正案を出している。その当
時に修正したのはあなたのです。何
ですか、きょうのあなたは。あなたが
やつたのです。ほかの者がやつたので
はない。そういうよくなほんとうの国
会の立法府が提案したものを見て上げ
ようという熱意がない建設省では、こ
れはもう何にもならぬと思う。南條建
設大臣は非常な熱意をもつて、これを
何とかして仕上げたいというのでいろ

は私はよくわかる。ところが建設省全体としては、その親心というものはほんとうに生きておらないと思う。それをまた小澤政務次官が突っかい棒するようなことをしておる。何ですか、そういうことは。われわれは将来、どんな法律でも修正したり、いろいろな手を加えることがあることは当然なのですから、修正してもよろしいとは思いますけれども、精神を抜き取ってはならないことなのです。そこで建設大臣にお尋ねするのですが、私は建設大臣がおっしゃる建設省が中心となつて道路は作るべきものだというお考えについては賛成いたしますが、しかしこの基本計画を立てる、この法律の精神を抜き取らないでやるのには、五条、三条はできるだけこのままおくべきものだと思っておる。ただ行政上の支障の点は、この法律をほかの形において修正すれば、立法上ができると思つております。それを何ゆえに三条、五条にこだわつて国会の議決とは精神の變つたものにしようとなさるのか、そのお心持を聞いておきたい。

○ 薩摩委員長 ちょっとお詰りしますが、建設大臣はどうしても大切な要務がありまして、十二時にそこへ行かなければならぬ、こういう申し出がああります。それで午後会議を続行いたしまして、この問題につきましては前田委員、中島委員、瀬戸山委員から質疑が残っておりますので、午後大臣に出席をしてもらうことにして、この質疑を午後に続行いたしたいと思ひます。

○ 薩摩委員長 ちよつとお詰りしますが、建設大臣はどうしても大切な要務がありまして、十二時にそこへ行かなければならぬ、こういう申し出がああります。それで午後会議を続行いたしまして、この問題につきましては前田委員、中島委員、瀬戸山委員から質疑が残っておりますので、午後大臣に出席をしてもらうことにして、この質疑を午後に続行いたしたいと思ひます。

○ 薩摩委員長 次に先ほど理事会でお詰りいたしましたように、去る三月二十六日予備付託になりました内閣提出、建築基準法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めたいと思ひます。

まず、政府より趣旨の説明を聴取いたします。南條建設大臣。

建築基準法の一部を改正する法律案

Digitized by srujanika@gmail.com

建築基準法（昭和二十五年法律第
二百一号）の一部を次のように改正
する。

5
準防火地域内にあるものとみなして、前三項の規定を適用する。

第四十四条第一項のただし書中「又は公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないもの」を「若しくは公衆便所、巡査派出所等の建築物で通行上支障がないもの又は公用歩廊その他の政令で定める建築物で特定行政が安全上、妨火上若

「しくは衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの」に改める。

第四十四条に次の一項を加える。

3 特定行政庁は、第一項但書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

第五十五条第三項第一号を次のよう改める。

一 商業地域内で、且つ、準防火地域内にある建築物で、主要構造部が耐火構造のもの又は商業地域外で、且つ、防火地域内にある建築物で、主要構造部が耐火構造のもの

第五十五条に次の二項を加える。

4 建築物の敷地が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部がそれぞれ第六十一条、第六十三条及び第六十四条又は第六十一条から第六十四条までの規定に適合するものであるときは、当該建築物がそれぞれ防火地域内又は

第八十五条第四項中「博覧会建築物を
新築するもの」の下に「仮設店舗」を加え、
同条第五項中「六月以内の期間」の
下に「(建築物の工事を施工するため
に)」を加える。
二 同条中「一街区」を「一団地」
に改め、同条に次の二項を加える。
一団地の住宅經營に關する都市
計画を決定する場合においては、
空地地区については、別表第三(い)
欄に掲げる空地地区的種別に応じ
て、同表に掲げる延面積の敷地面
積に対する割合、建築面積の敷地
面積に対する割合及び外壁又はこ
れに代る柱の面から敷地境界線ま
での距離と異なるこれらの割合及
び距離の基準を定めることができ
る。

において、当該建築物が同項の規定により当該都市計画に定められた基準に適合しており、且つ、特定期行政庁がその各建築物の位置及び構造が当該空地地区内の住居の環境の保護に支障がないと認めるときは、当該建築物については、第五十六条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

えられままでの、今回、公共用歩廊及び新たに政令で定める建築物で、安全上、防火上もしくは衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められるものにつきましては、特定行政庁が、あらかじめ、建築審査会の同意を得て許可した場合に限り、この規定の適用を除外することにいたしました。

等の規定を適用しないことといたし、また、その存続期間も工事施行上必要と認める期間とすることにいたしました。第四に、空地地区内における中高層の住宅の建設を促進するため、都市計画として決定した一団地の住宅経営について、空地地区内の制限を緩和したことといたしました。すなわち、都市計画として決定した一団地の住宅経営において、当該都市計画に建築物の延べ面積に対する割合等のま

○南條國務大臣　ただいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

建築基準法は、御承知の通り建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護をはかり、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、昭和二十五年五月に制定されたのであります。以来六年余にわたり、わが国の建築物の質の向上と災害の防止に貢献し、社会福祉の増進に寄与して参ったのであります。

ではならない旨を規定いたしているの
であります。が、耐火構造の建築物につ
いては、防災上若干これを緩和しても
差しつかえないと考えられますし、ま
た、この割合を緩和することによつて
耐火建築の促進に役立つことと存ぜら
れますので、その割合の限度を八割ま
で緩和することにいたしました。

第三に、本法の規定の一部の適用を
緩和する仮設建築物の種類に、工事期
間中設ける仮設店舗等を加えることと
いたしました。最近各都市において耐
火建築物の建築が増加し、かつ政府に
おきましても耐火建築物の建築を促進
しておるのであります。が、従来は木造

○薩摩委員長 本案に関する質疑は次
の要旨であります。何とぞ審議御
審議の上、すみやかに御可決下さるよ
うお願ひいたします。
以上がこの法律案の提案の理由及び
その規定を適用しないこととしたいたし
ての理由であります。

その間、他の法令の改正に伴う一部の改正が若干ございましたが、最近における建築事情や、同法の施行の状況にかんがみ、次のように諸点について改正を行う必要が生じて参りました。

まず第一に、建築物は、道路内にまたは道路上に突き出して建築することは原則として禁止されており、地下室、公衆便所、巡回派出所等の「公益上必要な建築物のみが特例として認められているのであります。その他にも必ずしもも禁止する必要のないものがあると考

建築物等を防火建築物に改築する場合に、道路上または防火地域内等においては仮設店舗等を建築することを認めていなかつたため、工事期間中営業を停止しなければならない場合が多く、これが改築等の促進の障害となつてゐるのであります。そこで、このたび工事を施工するために既存の建築物にかえて必要となる仮設店舗等につきましては、これを建築基準法に定める仮設建築物の種類に加え、特定行政府の許可を受けた場合には、道路、防火地域

午後は一時半より再開することとなり
たし、暫時休憩いたしますが、建設大臣におかれでは、ただいまの質疑応答
御承知の通りでございますので、午後の用件を済まし次第、本委員会にすみ
やかに御出席下さいますように御要求
いたします。

暫時休憩いたします。
午後零時三分休憩

昭和三十二年四月十日印刷

昭和三十二年四月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局